

警察庁予算監視・効率化チーム会合 運営要領（案）

警察庁予算監視・効率化チーム会合（以下「会合」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

- 1 会合における配布資料は、会合終了後、原則として、公表する。
- 2 会合の議事要旨を、原則として、公表する。
- 3 この運営要領に定めるもののほか、会合の運営に関し必要な事項は、会合で決定する。